

ボランティア募集に関するガイドライン

広島女学院大学は、「基督教主義に基づいて教育を施し、女子の霊性、知性、徳性の円満な発達をはかり、専門的な学術の修得」に努めさせるとともに、世界に貢献する「広い教養と高い人格」を備えた人材を育成します。その一環として、ボランティアセンターは建学の精神である「隣人愛」の具現化を目指しています。

そのため、以下に該当するボランティア募集团体の活動を、センターを通して紹介します。

- 1) 公益性・公共性が高い活動
- 2) 営利を目的しない活動
- 3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動
- 4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動
- 5) その他

1. ボランティア募集の受付

- 1) ボランティアセンターに電話もしくは E-mail 等で団体登録希望とご連絡ください。
- 2) ボランティアセンターより E-mail もしくは FAX、または郵送で「団体登録用紙」を遅らせていただきます。
- 3) ご記入いただきました「団体登録用紙」と一緒に、「ボランティア募集チラシ等」、初めてボランティア活動を募集する団体は、「団体概要の分かるパンフレット等」を一緒に郵送もしくは当センターまでご持参ください。(教育委員会等の公共的機関の場合はこの限りではありません。)
- 4) ボランティア募集团体には、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告等の団体の実績が分かる書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。
- 5) 本学の学生がボランティア活動を行った際に、募集条件と異なる状況が生じた場合、または看過でない精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、ボランティアセンターが活動先との調整機関となり、適切に対応いたします。
- 6) 団体ではなく、個人でボランティア募集を希望される場合は、居住地域または、通学・通勤先の社会福祉協議会等のボランティアセンター、その他の関連機関にご依頼ください。

2. ボランティア募集を行う団体等と活動の選定基準

- 1) ボランティア募集を行う団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。

〔具体的な例〕

ボランティア・市民活動団体（NPO、NGO 等。ただし任意団体もしくは法人であるかどうかは問いません）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人・財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立行政法人、国連機関、企業、労働組合など。

なお、企業においては非営利による社会貢献活動に限ります。

- 2) ボランティア募集团体の受け入れ態勢について
 - ① ボランティアの募集や受け入れ担当者が明確であること
 - ② 有償活動とボランティア活動を明確に区別していること
- 3) 以下に該当するボランティア活動は受付できません。
 - ① 政治的・宗教的活動を目的とする活動。
 - ② 危険の伴う活動、人体に有害な活動。
 - ③ 法令に違反する活動。
 - ④ 公序良俗に反する活動
 - ⑤ その他、広島女学院大学ボランティアセンターが不適切だと判断する活動

3. ボランティア受け入れ団体等との申し合わせ

広島女学院大学ボランティアセンターは、ボランティア募集の受付時、ボランティア受け入れ団体等と次の申し合わせ事項を示し、了解していただきます。

- 1) 受け入れ団体等は、ボランティア申込者に対し、活動開始前に活動内容や条件を当センター提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動をはじめること。
- 2) 受け入れ団体等は、ボランティア申込者に対し、活動開始前に必ずオリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動開始後は、必要に応じて研修・支援等を行うこと。
- 3) 受け入れ団体等は、ボランティア活動中、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動をおこなうこと。
- 4) 受け入れ団体等は、活動を開始する前にあらかじめボランティア申込者である学生がボランティア保険に入っていることを確認し、活動を行うこと。
- 5) 尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える等のハラスメント防止にご留意いただくこと。

4. 活動時間について

- 1) ボランティア申込者の活動時間は、原則として、休憩を入れて1日8時間、週28時間までとする。
- 2) 受け入れ団体等は、ボランティア申込者に対し、原則として、20時以降6時までの深夜早朝活動は依頼することができない。

5. 紹介ができないボランティア活動

- 1) 精神的・肉体的苦痛が心配される活動
- 2) 水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想される活動
- 3) 車の運転を活動内容に含む活動
- 4) 宿泊を伴うもの（キャンプボランティア等、適切に睡眠時間が確保される活動においてはこの限りではありません）
- 5) 本来、有資格者によってなされるべき活動

6. 禁止事項

- 1) 学生がボランティア保険に加入せず、ボランティア活動を行うこと。
- 2) 宴会等のお酒のある席への勧誘を行うこと。
- 3) 本人の承認を得ず学生の個人情報を使用し、直接ボランティア依頼を行うこと。

7. ボランティア活動の参加について

ご依頼いただきましたボランティア募集情報は学生に紹介しますが、必ず活動に学生を参加させるというお約束はできません。ご依頼内容にお応えできるとは限らないことをご了承ください。

8. 免責について

広島女学院大学ボランティアセンターが取扱うボランティア情報に関して、第三者により発生したトラブル等に対し本センターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

2014年1月24日制定